

○つがる市図書館雑誌オーナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、つがる市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌オーナー制度を定めることにより、図書館に所蔵しようとする雑誌のオーナー（以下「雑誌オーナー」という。）として寄付を募り、市民の行政への参画意識の高揚と市民サービスの充実を図ることを目的とする。

(資格要件)

第2条 雑誌オーナーになることができるのは、企業、商店、団体及び個人とし、本要綱に定める要件を満たすものを支障なく実施することを確約できる者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

（1）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者

（2）図書館の館長（以下「館長」という。）が適当でないと認めた者

(雑誌の種類)

第3条 館長が募集する雑誌（新聞を含む。以下同じ。）の種類は、既に図書館に所蔵している雑誌のほか館長が適当と認める雑誌とする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

（1）乳幼児・児童を対象とした絵本雑誌

（2）郷土に関する雑誌

（3）図書館に関する雑誌

（4）人権に関する雑誌

(広告事業の範囲)

第4条 雑誌オーナーは、次の各号のいずれにも該当しない範囲で実施するものとする。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（3）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（4）政治性のあるもの

（5）宗教性のあるもの

（6）個人の氏名広告など個人的宣伝や意見広告であるもの

（7）当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

（8）前各号の掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(申込み及び決定)

第5条 雑誌オーナーになろうとする者は、図書館が所蔵している雑誌または館長が適当と

認める雑誌から希望する雑誌名を選択し、つがる市立図書館雑誌オーナー申込書（様式第1号）を館長に提出するものとする。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。

2 前項の申込みを受けた館長は、その内容を審査し、適正と認めるときは、雑誌オーナーに対しつがる市立図書館雑誌オーナー決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（費用負担）

第6条 前条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌オーナーの全額負担とする。

この場合において、当該雑誌の購入費用は、雑誌オーナーが当該雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

（雑誌オーナーとなる期間）

第7条 雑誌オーナーとなることができる期間は、館長が第5条第2項の規定により雑誌オーナーとして決定した日の属する月又はその月の翌月から当該年度の3月までとする。ただし、雑誌オーナーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができる。

（雑誌オーナーの責任）

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、雑誌オーナーが負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 雑誌オーナーは、広告の掲載により、第三者、図書館に損害を与えた場合は、雑誌オーナーの責任および負担において解決しなければならない。

（協議）

第9条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と雑誌オーナーが誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が教育委員会と協議して別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

2 雑誌オーナー制度の募集に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

つがる市立図書館雑誌オーナー申込書

(申込日) 年 月 日

つがる市立図書館長

氏名(法人等団体名・代表者氏名)

住所(所在地)

連絡先(電話番号)

つがる市立図書館雑誌オーナーとして、下記のとおり申込みます。

記

1 提供を希望する雑誌(新聞)の名称

2 提供を希望する期間

年 月 ～ 年 月

3 広告内容の添付

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

つがる市立図書館雑誌オーナー決定通知書

住所

氏名(法人等団体名・代表者氏名)

つがる市立図書館

館長

印

つがる市立図書館雑誌オーナーとして、次のとおり決定したので通知します。

記

1 雑誌(新聞)の名称

2 提供期間

_____年 月 ～ 年 3月

備考

- 1 雑誌の配架の場所については、図書館が決定します。
- 2 ご寄贈いただきました雑誌の取り扱い(保存、移管、廃棄など)については、図書館に一任ください。
- 3 雑誌オーナー期間は、支払い完了月から当該年度末までとし、年度途中からも可とします。
- 4 雑誌購入費用の業者への支払いは、原則として一括前納払い、口座振込みとしますが、不都合がある場合はご相談ください。なお、口座振込みの場合、振込手数料はオーナー様のご負担となります。
- 5 雑誌が休刊した場合や価格変動があった場合、差額分を返金又は追加徴収することがあります。
- 6 他誌への切り替えなどについては、図書館と協議願います。